

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16H03487

研究課題名(和文)最新史料に見る秦・漢法制の変革と帝制中国の成立

研究課題名(英文)The Formation of Imperial China seen through Institutional Changes between the Ch'in and the Han as reflected in recently excavated sources.

研究代表者

陶安 あんど(Hafner, Arnd Helmut)

明治大学・法学部・専任教授

研究者番号：80334449

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は、個別論文を除けば、『嶽麓秦簡《爲獄等状四種》釋文注釋』と『里耶秦簡(壹)索引稿』という二つの著作に大別される。前者が出土文書研究に基づく出土文献の校訂を内容としており、より正確なテキストと注釈・翻訳によって関連学会を裨益するものであるのに対し、後者は、直接に秦代の文書簡牘を対象としており、校訂テキストから、官職名や身分呼称等、統治実態に関わる地方官庁保有の情報を復元・類型化して提供するものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって秦という国家の特異性が浮き彫りになった。従来、始皇帝によって初めて中国大陸が統一されたことが重視され、統一秦を以て二千年にわたる帝制中国の始点と見做す傾向が強かったが、むしろそれを秦固有史の終着点とみるべきであろう。秦国は、郷という末端機関まで国家から給与を支給される役人を配置し、全人口に一定の身分を付与して個人情報に網羅的に蒐集・蓄積した点において、異彩を放つ。国家による同程度の個人情報管理が再び実現されたのは中華人民共和国が建国されてからとなるが、間に二千年以上の隔りがある中で、そこに「中国」の本質を見出す短絡的な捉え方は当然慎まなければならない。

研究成果の概要(英文)：In addition to numerous journal articles, this research has led to two major book publications, Hafner (2021) and Hafner et al. (2021). The former utilizes new in-depth insights into excavated administrative documents for the creation of a corrected text edition of excavated legal literature from the Yuelu-academy collection, simultaneously providing both detailed annotations and a revised translation into contemporary Chinese. The latter extracts and classifies information on rank, status and office from administrative documents excavated at the Liye-site, in Longshan, Hunan. The information had originally been collected and documented by local authorities in the Qin state and formed the key device for state surveillance during the Qin. Hence, the collection and classification of pieces of related information that are scattered throughout countless documents and fragments of documents can be considered an accurate reflection of the administrative and governmental arts of the Qin.

研究分野：東洋法制史

キーワード：里耶秦簡 嶽麓秦簡 法制史 文書簡牘 身分制度 秦国 漢語国家 簡牘学

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

秦漢時代の法制史研究は、長年秦代および漢代初期の一次史料の欠如に悩まされてきた。伝世文献においては、後漢の律学が集積した知識体系が注釈を通じて断片的に伝えられ、清末から多くの国でその集成が試みられ、一定の成果を挙げた(杜貴墀 1897・張鵬一 1907・浅井虎夫 1911・Hulsewé 1955 等)が、後漢時代は儒教の理念がすでに全面的に法律制度に取り入れられた時代であり、法律制度は、戦国時代の統治経験の中核に据えた秦代の国家体制とは全く異なるものである。20 世紀前半には、敦煌や居延地区(甘粛省ないし内蒙古自治区)から、漢代の長城ラインの遺跡に残されていた木簡(いわゆる西北漢簡)が発見され、前漢の武帝期から後漢の光武帝期に至るまでの軍事行政文書が貴重な新史料を提供することとなった(勞榦 1957 等)が、やはり秦代の国家体制との隔たりが依然として大きく、隔靴搔痒の観を否めなかった。

史料状況が初めて抜本的に改善されたのは、20 世紀 70 年代と 80 年代からである。湖北省雲夢県睡虎地の秦墓と同省江陵県張家山の漢墓から、多様な法律文献がもたらされ、同時代人によってまとめられた法律知識が初めて直接に同時代史料を通じて知ることが可能となった。これによって法制史研究が長足の進歩を遂げたことは、恐らく誰もが否定できない事実であろう。

ところが、その後の研究にも二つの大きな限界があった。一つには、時代層を明確に区別する意識が希薄であったことが挙げられ、もう一つには出土文献への研究関心の偏重が史料の十全な活用を妨げたと言わざるを得ない。時代層を区別する意識の希薄さは、秦漢における国家体制の継承関係を自明として、後漢律学に関わる史料から秦代の制度を推測して復元してきた旧来の研究手法への慣れに起因する面も認められる一方、伝世文献に散見する史料を出土史料が質量とも大きく凌駕したため、その中で特に注目を集めた秦代ないし漢初の出土文献が一気に伝世文献にとって代われ、旧来とは逆のアンバランスが生じた。それで、秦代ないし漢初の史料から「秦漢時代」を語る風習が生まれたが、それは、同時に出土文献への偏重とも密接に関わる。出土文字資料の中では、出土文献が戦国時代から漢代初期までの時期に集中しているのに対し、文書は秦代から魏晋時代にまで比較的均質な出土分布を示す。中国の関連学会が伝統的に顕著な文献学的傾向を示していたことに加えて、出土文献の比較的纏まった形態に比して、文書が極めて断片的な形で出土することも、出土文書が敬遠される一因となった。特別な方法論によらない限り一般の歴史研究者には出土文書がアクセスし難いため、漢初以前に集中する出土文献の方が脚光を浴び、研究視野を狭めることとなったと考えられる。

2. 研究の目的

秦と前漢と後漢という三つの国家の相違は、「秦漢時代」の表層的な継承性によって不可視化されることが多いことに鑑み、本研究は、変革時代の真只中に生まれた里耶秦簡や岳麓秦簡という新史料を梃子に、秦から前漢への法制変革に新たな照明を当てる。最終的な目的は、前述した時代層の混同傾向および出土文献研究への偏重という限界を打破することではあるが、研究期間において実現可能な具体的目的は、出土文書史料の研究価値を見直し、且つ秦と前漢との間の断絶を明確にすることである。

言い換えれば、時代層の混同に関しては、一挙に全ての時代層を網羅的に析出するよりも、まず新しい研究の出発点として、最初の断絶以前に位置付けられる秦国の制度と運用実態を見極めるのが本研究の目的である。牢固な基礎を築くことができれば、その後順次時代層を追って国家体制の変遷を正確に捉えることが可能になる。文書簡牘が秦代から魏晋に至るまで豊富な史料を提供するため、文書簡牘への研究中心の移行もそうした時代変遷の正確な追跡を可能にする予備作業と考えられる。

3. 研究の方法

本研究は、方法論的には、新史料・人的ネットワーク・文書学的簡牘研究という三つの柱に支えられている。第一に、里耶秦簡と岳麓秦簡という新出の同時代史料を研究の中心に据えた。第二に、長年の学際的共同研究によって培ってきた人的ネットワークを活用して、新史料の正確なテキストを構築した。第三に、西北漢簡研究に遡り約 70 年の伝統と蓄積を誇る日本の古文書学的文書簡牘研究から、様式分類と集成の方法論を取り入れた。

1) 新史料

20 世紀 90 年代以降、中国では、「地は、宝を愛(お)しまず」と言われるほど、陸続と新たな出土資料が発見されており、文字資料の記載内容は、伝世文献に基づく従来の常識を覆す場合が少なくない。そこには、数多くの法制史料が含まれており、とくに、文献史料には関連情報が皆無に等しい戦国秦から漢代初期にかけての法律制度および行政機構の運営実態を現在に伝えている。中でも、里耶秦簡と岳麓秦簡という二つの資料群は、本研究にとって、二つの重要な方法論的意義を有する貴重な新史料を提供する。第一に、時代的には、この二つの資料群は、主として秦始皇 26 年(前 221 年)の統一後に作成された文書もしくはその時代に編集された文献を内

容とするものとして、戦国時代後期の睡虎地秦簡と、統一秦ないし漢楚抗争を隔てた漢代初期の張家山漢簡との間の空白を補填し、法律制度が統一帝国成立後如何に変容したかを示す貴重な同時代史料を含んでいる。

第二に、岳麓秦簡の律令簡牘には、「新地」と称せられる新占領地の管理規定・左遷によって新占領地に派遣される「新地吏」・「故塞」といった旧辺境地帯の内地化に関する規定等、広大な占領地の統治に合わせて法律制度を調整する痕跡が至る所みられる。里耶秦簡は、湖南省湘西土家族苗族自治州龍山県里耶鎮に発見された「里耶古城」から出土しており、この出土地は、秦代の洞庭郡遷陵県に比定される。つまり、里耶秦簡によって将来された文書はまさに内地化が進められていた旧辺境地帯において作成ないしは受信・保管されたものである。言い換えれば、文献と文書の複合的視点から、刑罰や身分による労働力編成と地方行政における人員配置等の変化について詳細な情報が得られ、秦国が環境の急激な変化に如何に対応したか、或いは如何に対応に失敗したかが窺える。

2) 人的ネットワーク

ところが、出土資料の研究は極めて学際的な営みである。簡牘という出土資料は、考古学的文物として考古学的な専門的知識を要し、簡牘に書かれた文字やその文字によって表記された言語は、伝世文献により知られている古漢語とは大きく異なり、中国古文字学の専門的な訓練なくしては、解読が困難である。その上、記載内容は、資料群によって、医学・数学・法学などの専門領域にまたがるため、各領域の専門家と古文字学者などの共同作業によって始めて、正確な解読、ひいては本当の意味における史料の「発掘」が可能になる。

そこで、本研究は、個人的な能力の限界を乗り越えるべく、長年培ってきた人的ネットワークを活用し、中国古文字学が盛んな研究機関において数多くの在外研究を重ね、本研究の整理成果について討議を通じて逐一検証を行って正確なテキストの構築を目指した。具体的には復旦大学の出土文献与古文字学研究中心を始め、北京大学考古文博学院および中国語文学系・吉林大学古籍研究所・武漢大学簡帛研究中心・香港中文大学中国語及文学系・中国政法大学法律古籍整理研究所・シカゴ大学東アジア言語文化研究科等の関連研究機関で在外研究を実施し、また海外研究協力者をも招聘し、テキストの正確な校訂に努めた。

3) 文書学的簡牘研究

一方、日本にも盛んに中国出土資料の研究がなされている。中国における簡牘学の著しい文献学的偏重に対して、日本では、文書と簿籍簡牘の分析に特化した研究手法が開発されており、本研究にとって大いに参考になった。つまり、森鹿三と永田英正から簡牘の緻密な文書学的研究が始まり（永田英正 1974～1979 等）、その系譜を受けて簡牘の形態や出土状況等に注目して簡牘の生態学的研究を唱える靑山明の研究を経て、高村武幸によって簡牘の形態分類と機能分類の体系が構築されている（靑山明 2011・2014、高村武幸 2012）。本研究以前から代表者が組織してきた東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の共同研究課題「中国古代簡牘の横断領域的研究」においても、長年関連研究を重ねてきた。

法制簡牘資料の整理・研究にあたっては、この文書学的研究手法は二つの異なる方法論的意味を有する。一つには、文書学的研究は文書の様式論的分類を中核としており、その分類による集成は、文書資料の断片性を克服し、有意義な全体像を復元する不可欠な手掛かりとなる。完全な形で伝えられる文書においても、一つ一つの文書だけでは官庁の情報処理の断片しか窺えないが、文書簡牘のように文書という単位自体が断片化されて出土する場合には官庁の情報処理の復元には文書そのものの復元が先行せざるを得ない。この二重の復元を導くのは同じく文書の様式論的分類と集成である。次に、秦代ないし漢代初期の出土文献の研究においては、法典がまだ出現していないため、法令や司法文書を地位法官吏等が法令集等に編集して保管する手法は、文書行政の支柱である簿籍の作成および管理と高い近似性を示し、やはり文書簡牘への理解なくしては、法源の存在形態および法的知の在り方を正確に捉えることは愚か、出土文献のテキストを正確に復元することすら困難である。

そこで、中国古文字学もしくは簡牘学の文献学的偏重という限界を克服すべく、「中国古代簡牘の横断領域的研究」においても本研究の成果について随時議論と検証を行ってきた。また、同共同研究課題との共催で、共同史料講読会を七回開催し、主として里耶秦簡（壹）に関わる約 300 枚の綴合簡牘について形状・様式および文面にわたる多角的検討を行った。テキスト校訂には、字形の画像データの切り抜きをはじめ、様々な補助作業が必要となるが、それにも、同研究課題の一部のメンバーから協力を得た。

なお、里耶秦簡は、西北漢簡と異なり、民政系統の行政機関で作成された文書と記録からなる資料群であるが、全簡について文書様式総覧を作成することによって、この民政行政機関（秦代洞庭郡遷陵県）において行われた文書行政の全体像、つまり秦国が、中央集権的な指揮系統に統制された地方行政機関を通じて全国民の個人情報を集積・管理していた統治実態がより明らかになった。

4. 研究成果

本研究の成果は、個別論文を除けば、『嶽麓秦簡《爲獄等状四種》釋文注釋』と『里耶秦簡（壹）索引稿』という二つの著作に大別される。前者が出土文書研究に基づく出土文献の校訂を内容としており、より正確なテキストと注釈・翻訳によって関連学会を裨益するものであるのに対し、後者は、直接に秦代の文書簡牘を対象としており、校訂テキストから、官職名や身分呼称等、統治実態に関わる地方官庁保有の情報を復元・類型化して提供するものである。

総じていえば、本研究によって秦という国家の特異性が浮き彫りになった。従来の研究においては、始皇帝によって初めて中国大陆が統一されたことが重視され、統一秦を以て二千年にわたる「帝制中国」の始点と見做す傾向が強かったが、郷という末端機関まで国家から給与を支給される役人を配置し、全人口に一定の身分を付与して個人情報網羅的に蒐集・蓄積する秦の国家体制は、歴代王朝の歴史の中でも異彩を放つ。それは、社会の極めて高い流動性に特徴づけられる宋代や清代の近世国家とのみならず、郷における行政事務が徐々に住民に転嫁されて外部化される漢代や魏晋の状況とも顕著な差異を示す。短命に終わった始皇帝の統一事業は、帝制時代の始点というよりも、数世紀にわたる秦国の固有史の終着点と考えるのが実情に近かろう。漢語の使用を通じて、この国家の経験もその後多くの「漢語国家」によって絶えず再発見・再利用されることとなったが、その過程において国家体制は絶えず変質していった。その長い歴史プロセスの末に、近現代の国民国家としての中国も立ち現れるが、その複雑な歴史過程を単なる「中国史」に矮小化すべきではない。中国という近代的な国家は、その延長線上に位置づけられるにせよ、その必然的な結果ではないからである。「中国史」という枠組みは、多様な民族集団や個人によって創られてきた歴史を記述するにはあまりにも狭いから、本研究の代表者は今後「漢語国家」という新しい概念を樹立し、時代層を見分けつつその多様性を明らかにしていく予定である。この概念が開く斬新な視点も本研究の重要な成果と言えよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計29件（うち査読付論文 12件 / うち国際共著 2件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 陶安	4. 巻 未定
2. 論文標題 嶽麓書院藏秦簡《爲獄等状四種》題名解疑	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 歴史研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安	4. 巻 24
2. 論文標題 嶽麓書院秦簡《爲獄等状四種》第一類卷冊釋文、注釋及編聯商かく	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 出土文献与古文字研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安	4. 巻 24
2. 論文標題 嶽麓書院秦簡《爲獄等状四種》第二類卷冊案例八至案例十一釋文、注釋及編聯商かく	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 出土文献与古文字研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安	4. 巻 24
2. 論文標題 嶽麓書院秦簡《爲獄等状四種》第二類卷冊案例十二、十三釋文、注釋及編聯商かく	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中国出土資料研究	6. 最初と最後の頁 1-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安	4. 巻 23
2. 論文標題 嶽麓書院秦簡《爲獄等狀四種》第三類、第四類卷冊釋文、注釋及編聯商かく	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中国出土資料研究	6. 最初と最後の頁 117-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安	4. 巻 -
2. 論文標題 嶽麓書院藏秦簡《爲獄等狀四種》題名解疑	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 首届中日韓出土簡牘研究国際論壇き第四届簡帛学の理論与实践学术研讨会論文集	6. 最初と最後の頁 435-444
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 23
2. 論文標題 嶽麓秦簡司法文書集成『爲獄等狀四種』譯注稿 事案八	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石原遼平	4. 巻 -
2. 論文標題 里耶秦簡9-2298+9-1781簡と8-1861簡の綴合に関する覚書	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中国古代簡牘の横断領域的研究HP (http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note28(Ishihara).html)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石原遼平	4. 巻 -
2. 論文標題 里耶秦簡8-2134簡と8-2102簡の綴合に関する覚書	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中国古代簡牘の横断領域的研究HP (http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note29(Ishihara).html)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安	4. 巻 17
2. 論文標題 試釋里耶秦簡“資購當”	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 簡帛	6. 最初と最後の頁 101-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安	4. 巻 -
2. 論文標題 嶽麓秦簡《爲獄等状四種》案例五 多小未能與謀案 吏議窺見 秦律未成年刑事責任能力與受刑能力	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中國社會科學院簡帛研究中心等編『第四屆簡帛學國際學術研討會論文集』	6. 最初と最後の頁 334-341
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安	4. 巻 -
2. 論文標題 嶽麓秦簡《爲獄等状四種》案例五 多小未能與謀案 吏議窺見 秦律未成年刑事責任能力與受刑能力	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 簡帛研究二〇一八(秋冬卷)	6. 最初と最後の頁 129-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 22
2. 論文標題 嶽麓秦簡司法文書集成『爲獄等状四種』譯注稿 事案七	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 152-172
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 董珊	4. 巻 22
2. 論文標題 從「曾國之謎」談國、族名稱的沿革	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中国出土資料研究	6. 最初と最後の頁 141-159
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安	4. 巻 23
2. 論文標題 嶽麓書院秦簡《爲獄等状四種》第三類、第四類卷冊釋文、注釋及編聯商かく	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中国出土資料研究	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安	4. 巻 16
2. 論文標題 里耶秦簡綴合商かく	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 出土文献研究	6. 最初と最後の頁 106-139
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 -
2. 論文標題 里耶秦簡J1 1519に関する覚書	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中国古代簡牘の横断領域的研究HP	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 20
2. 論文標題 嶽麓秦簡司法文書集成『為獄等状-四種』譯注稿 事案四	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 105-124
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 董珊	4. 巻 印刷中
2. 論文標題 從「曾國之謎」談國、族名稱的沿革	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中国出土資料研究	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 66
2. 論文標題 書評：鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 318-323
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 20
2. 論文標題 獄籠秦簡司法文書集成『爲獄等状四種』譯注稿 事案四	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 125-11
2. 論文標題 書評：高村武幸『秦漢簡牘史料研究』	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 1877-1885
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 -
2. 論文標題 「應書」に関する覺書	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 中国古代簡牘の横断領域的研究HP (http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note21(Hafner).html)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 -
2. 論文標題 卒人に関する覺書	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 中国古代簡牘の横断領域的研究HP (http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note20(Hafner).html)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 -
2. 論文標題 里耶秦簡における「校」・「校券」と「責券」に関する覺書	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 中国古代簡牘の横断領域的研究HP (http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note17(Hafner).html)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 -
2. 論文標題 秦簡にみえる「最」と「しゅう」に関する覺書	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 中国古代簡牘の横断領域的研究HP (http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note15(Hafner).html)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 -
2. 論文標題 上古漢語における「何」の意味に関する覺書	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 中国古代簡牘の横断領域的研究HP (http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note14(Hafner).html)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 陶安あんど	4. 巻 -
2. 論文標題 「何計付」の句讀に関する覺書	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 中国古代簡牘の横断領域的研究HP (http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note13(Hafner).html)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hafner, Arnd Helmut	4. 巻 6(1)
2. 論文標題 The State of Research in Early Chinese Legal History: a Review of Two Important Recent Annotated Translations in English	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Bamboo and Silk	6. 最初と最後の頁 103-157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1163/24689246-20230031	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 9件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 陶安
2. 発表標題 嶽麓書院藏秦簡《為獄等状四種》題名解疑
3. 学会等名 国際シンポジウム「首屆中日韓出土簡牘研究國際論壇暨第四屆簡帛學的理論与实践學術研討會」（國際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 陶安
2. 発表標題 嶽麓秦簡《為獄等状四種》案例五 多小未能與謀案 吏議窺見 秦律未成年刑事責任能力與受刑能力
3. 学会等名 第四屆簡帛學國際學術研討會（國際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 陶安あんど
2. 発表標題 文書簡牘の様式論的特徴からみた所謂「記」の問題
3. 学会等名 出土資料学会2017年度第2回大会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 陶安
2. 発表標題 里耶秦簡綴合商かく
3. 学会等名 国際シンポジウム「中國簡牘國際學術研討會」(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 陳劍
2. 発表標題 里耶秦簡釈読の諸問題
3. 学会等名 アジアアフリカ言語文化研究所共同研究課題「簡牘学から日本東洋学の復活の道を探る 中国古代簡牘の横断領域的研究(3)」2017年度第5回研究会(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 陶安
2. 発表標題 法律文獻專題 秦律刑罰體系略考
3. 学会等名 吉林大学古籍研究所(招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 陶安
2. 発表標題 文書資料專題(二) 里耶秦簡識小幾則
3. 学会等名 吉林大学古籍研究所(招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 陶安
2. 発表標題 文書資料專題（一） 秦代行政管理舉隅
3. 学会等名 吉林大学古籍研究所（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 陶安
2. 発表標題 從個人經驗談談簡牘學中的法律史研究
3. 学会等名 中国政法大学法律古籍整理研究所（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 董珊（海外研究協力者）
2. 発表標題 從「曾國之謎」談國、族名稱的沿革
3. 学会等名 中国出土資料学会平成28年度第2回大会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 董珊
2. 発表標題 里耶秦簡帛官管見 戦国工官制度の視点から
3. 学会等名 アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究課題「里耶秦簡と西北漢簡にみる秦・漢の継承と変革 中国古代簡牘の横断領域的研究（2）」平成28年度第7回定例研究会（招待講演）
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 陶安	4. 発行年 2020年
2. 出版社 上海古籍出版社	5. 総ページ数 270
3. 書名 嶽麓秦簡《為獄等状四種》釋文注釋（修訂本）	

1. 著者名 陶安	4. 発行年 2020年
2. 出版社 上海古籍出版社	5. 総ページ数 250
3. 書名 嶽麓秦簡《為獄等状四種》釋文注釋（修訂本）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>中国古代簡牘の横断領域的研究 http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/ 中国古代簡牘の横断領域的研究HP http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/index.html</p>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	石原 遼平 (Ishihara Ryohei)		

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	青木 俊介 (Aoki Shunsuke)		
研究協力者	飯田 祥子 (Iida Sachiko) (30769211)		
研究協力者	鷺尾 祐子 (Washio Yuko) (60642345)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関